

議案第三十七号

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区
条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項第四号を次のように改める。

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条に規定する免許状を有する者
第十条第三項第五号中「学校教育法」の下に「の規定」を、「者」の下に「（当該学科又は
当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、
同項に次の一号を加える。

十五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、区長が適当と認めたもの
付 則

この条例中第十条第三項第四号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定は公布の日から、同項第五号の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

（説 明）

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第十五号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第四十六号）の施行による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、本案を提出いたします。